

# 事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業

## 仕様書

令和6年2月

伊丹市



# 事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業仕様書

## 第1章 総則

### 1. 適用範囲

事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、伊丹市（以下、「本市」という。）と「事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業に関する連携協定」（以下、「連携協定」という。）を締結する事業者（以下、「支援事業者」という。）が実施する「事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業」（以下、「本事業」という。）に適用する。

### 2. 事業名

事業者用脱炭素化に向けた共同調達支援事業

### 3. 対象地域

伊丹市内

### 4. 事業期間

連携協定締結の日から令和7年4月30日まで

### 5. 事業目的

本事業は、市内事業者が所有する施設（以下、「市内施設」という。）等において再生可能エネルギー等を活用することによる脱炭素化を推進することを目的とする。

## 第2章 一般事項

### 1. 本仕様書の取扱い

支援事業者は本仕様書に定める業務内容を実施するものとする。

### 2. 連携協定

本市が連携協定に本市以外の地方公共団体の参画を希望する場合は、必要に応じて本市及び当該地方公共団体と本事業に関する協議等を実施し、速やかに連携協定の再締結に向けて調整すること。

### 3. 法令等の遵守

支援事業者は、本事業を実施するにあたり、関係法令等を遵守すること。

### 4. 秘密の保持

支援事業者は、本事業を実施するにあたり、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 5. 打合せ等

支援事業者は、本事業を実施するにあたり、本市と密接な連絡を取り合い、本市の要求に応じて打合せを実施すること。

### 6. 本事業の収益

支援事業者の収益は、原則、小売電気事業者から得る契約手数料とし、小売電気事業者の契約相手方（市内事業者）から直接利益を得る行為は禁止する。

なお、電力非化石証書の共同調達支援事業においてはこの限りではない。

### 7. 著作権の取扱い

① 事業成果物に係る全ての著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、事業成果物に含まれる支援事業者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。

② 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、支援事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

③ 支援事業者は、前項までの著作物を利用する者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

## 8. リスク

支援事業者は、本事業の実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じるとともに、苦情やトラブル等が発生した際は、誠意をもって適切に対応すること。なお、本事業の実施に際し、支援事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

## 9. 疑義

本仕様書の記載事項に関する疑義や定めのない事項については、本市と支援事業者との協議の上、決定する。

## 10. 事業スケジュール

本事業のスケジュールについては、本市と支援事業者との協議の上、決定する。

## 第3章 業務内容

支援事業者は以下の各事業の内、本市が希望する事業及び業務範囲について、事業ごとに定める業務内容に基づき実施すること。

### 【再エネ電力の共同調達支援事業】

再エネ電力の共同調達支援事業は、再エネ電力の導入を検討している市内事業者を募り、共同入札を実施することでスケールメリットを活かし、市内事業者が低廉な価格で再エネ電力の調達を可能とすることで、市域から発生する温室効果ガスの削減を図るものである。

#### 1. サウンディング調査の実施

本市が希望した場合、再エネ電力の共同調達支援事業を実施する上で、本共同調達への参加意欲の確認や電力メニューの設定等の参考資料とすることを目的に、小売電気事業者へのサウンディング調査を実施すること。なお、調査項目や調査対象とする小売電気事業者は、本市と協議の上、決定すること。

#### 2. 市内事業者への対応

再エネ電力の共同調達支援事業を市内事業者へ周知することを目的に、以下の業務を実施すること。

なお、対象とする電圧種別は、特別高圧、高圧、低圧の全てとする。

また、以下の業務を実施するにあたり、市内事業者に対して電力調達に関する一般的ナリスクを説明するなど、本事業の実施により本市や本事業に対する信頼や信用が傷つくことのないよう、細心の注意を払い対応すること。

##### (1) パンフレットの作成及び印刷

事業概要や参加要件等を整理した市内事業者向けパンフレットを作成し印刷すること。パンフレットは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、本市との協議の上、作成すること。なお、記載内容は以下のとおりとする。

- ① 事業概要及びスケジュール
- ② 選択できる電力メニュープラン
- ③ 小売電気事業者の選定方法
- ④ 申込方法
- ⑤ その他、本市が必要と認める内容

## (2) 専用ホームページの作成及び運用

事業概要や参加要件等を掲載した専用ホームページを作成し運用すること。作成するホームページは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、掲載内容は以下のとおりとする。

- ① 事業概要及びスケジュール
- ② 選択できる電力メニュープラン
- ③ 小売電気事業者の選定方法
- ④ 申込方法
- ⑤ 申込フォーム
- ⑥ 問合せフォーム
- ⑦ その他、本市が必要と認める内容

## (3) 説明会の実施

市内事業者の募集期間中において、再エネ電力の共同調達支援事業に関する市内事業者向け説明会(現地またはオンライン)を実施すること。また、本市が希望した場合、説明会実施後に本説明会の満足度や要望等の把握を目的にアンケート調査を実施すること。なお、調査内容は本市と支援事業者との協議の上、決定することとし、説明会の実施の周知は、支援事業者が作成するパンフレットや専用ホームページ等にて行うこと。

また、説明会の他に、事業概要等の説明動画を作成し専用ホームページ等で公開すること。

## (4) 問合せ窓口の設置

再エネ電力の共同調達支援事業に関する問合せ全般に対応する窓口を設置すること。また、問合せ等があった場合は、日時、内容等を記録し、本市へ報告すること。

## (5) その他

その他、本市が行う周知活動へ協力すること。

## 3. 共同入札準備

### (1) 電力メニューの設定

電力の共同入札において、市内事業者が供給を受ける電力メニューを複数から選択できるようにすること。電力メニューの設定においては、市内事業者への事前調査結果や全国の小売電気事業者の電力メニュー等を踏まえ、非化石電源比率や電力排出係数(基礎または調整後)等について本市と協議の上、決定すること。

## (2) グループニングの実施

共同入札に参加する市内事業者から収集した資料（現契約状況、電気使用量実績等）を基に適切なグループニングを実施し、市内施設へ電力を供給する小売電気事業者の選定はグループ毎に実施すること。

## (3) 共同入札資料の作成

共同入札説明書、電力供給業務仕様書、見積内訳書、電気供給業務契約書（案）など共同入札にあたり必要となる資料を本市と協議の上、作成すること。

## 4. 共同入札の実施

小売電気事業者の選定は、競り下げ方式入札（リバースオークション）により実施することとし、共同入札システムは、支援事業者にて構築、運用及び管理すること。なお、共同入札システムの構築、運用及び管理においては、公平・公正かつ当該共同入札による価格抑制効果が発揮できるよう留意すること。

また、共同入札に参加する小売電気事業者は、経営実績が健全であり、契約履行能力が十分である者を選定すること。なお、選定する小売電気事業者は支援事業者と同一でないことならびに両者の間に資本関係または人的関係がないこと。

## 5. 契約事務の支援

共同入札後、市内事業者が本共同入札結果を基に小売電気事業者と契約締結に向けて調整する際は、必要に応じて協力すること。

なお、共同入札が不調となった場合は、本共同入札に参加した市内施設への電力供給が安定して維持できるよう対策を検討すること。

また、契約後、契約相手方である小売電気事業者の都合により契約解除となり、新たな契約先が必要となった場合、支援事業者は市内事業者の協力要請に対し誠心誠意対応すること。

## 6. アンケートの実施

本市が希望した場合、参加した市内事業者（途中辞退者も含む。）に対し、アンケート調査を実施すること。なお、回答率を高めるため、回答方法は選択式にする等工夫し、調査内容は以下のとおりとする。

- ① 参加した理由
- ② 知った媒体
- ③ 満足度
- ④ 改善要望
- ⑤ 脱炭素化に向けた今後の事業方針

- ⑥ 途中辞退した理由（途中辞退者に限る。）
- ⑦ その他、本市が必要と認める内容

## 7. 事業報告書の作成

共同入札後、事業報告書を速やかに作成し、本市へ提出することとし、事業報告書に記載する内容は以下のとおりとする。

- ① 共同入札結果（入札参加者、入札期間の動き等）
- ② 市内施設毎の契約実績
- ③ 市内施設毎の温室効果ガス削減効果
- ④ 市内施設毎の費用対効果
- ⑤ 市内事業者の参加者数の推移
- ⑥ 「2.（3）説明会の実施」及び「6. アンケートの実施」にて実施した調査結果
- ⑦ 問合せ窓口への問合せ内容
- ⑧ 課題及び改善点
- ⑨ その他、本市が必要と認める内容

## 【電力非化石証書の共同調達支援事業】

電力非化石証書の共同調達支援事業は、再エネ電力の導入を検討している市内事業者に対し、支援事業者が事前に提案した共同調達を前提とした手数料にて電力非化石証書を供給することにより、市内事業者が低廉な価格で再エネ電力の導入を可能とすることで、市域から発生する温室効果ガスの削減を図るものである。

### 1. 市内事業者への対応

電力非化石証書の共同調達支援事業を市内事業者へ周知することを目的に、以下の業務を実施すること。

#### (1) パンフレットの作成及び印刷

事業概要を整理した市内事業者向けパンフレットを作成し印刷すること。パンフレットは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、本市との協議の上、作成すること。なお、記載内容は以下のとおりとする。

- ① 事業概要及びスケジュール
- ② 電力非化石証書の供給価格
- ③ 申込方法
- ④ その他、本市が必要と認める内容

#### (2) 専用ホームページの作成及び運用

事業概要等を掲載した専用ホームページを作成し運用すること。作成するホームページは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、掲載内容は以下のとおりとする。

- ① 事業概要及びスケジュール
- ② 電力非化石証書の供給価格
- ③ 申込方法
- ④ 申込フォーム
- ⑤ 問合せフォーム
- ⑥ その他、本市が必要と認める内容

#### (3) 説明会の実施

市内事業者の募集期間中において、電力非化石証書の共同調達支援事業に関する市内事業者向け説明会（現地またはオンライン）を実施すること。また、本市が希望した場合、説明会実施後に本説明会の満足度や要望等の把握を目的にアンケート調査を実施すること。なお、調査内容は本市と支援事業者との協議の上、決定することとし、説明会の実施の周知は、支援事業者が作成するパンフレットや専用ホームページ等にて

行うこと。

また、説明会の他に、事業概要等の説明動画を作成し専用ホームページ等で公開すること。

(4) 問合せ窓口の設置

電力非化石証書の共同調達支援事業に関する問合せ全般に対応する窓口を設置すること。

また、問合せ等があった場合は、日時、内容等を記録し、本市へ報告すること。

(5) その他

その他、本市が行う周知活動へ協力すること。

2. 電力非化石証書の供給

市内事業者が希望する調達量に応じて、電力非化石証書を日本卸電力取引市場より調達し供給すること。

供給価格は、原則、需要家と支援事業者の協議にて決定する FIT 非化石証書の入札単価（日本卸電力取引市場を活用するにあたり規定されている手数料を含む。）に支援事業者が事前に提案した手数料を加えた価格とする。

## 【太陽光発電設備の共同調達支援事業】

太陽光発電設備の共同調達支援事業は、太陽光発電による再エネ電力の導入を検討している市内事業者を募り、共同企画競争入札を実施することでスケールメリットを活かし、市内事業者が低廉な価格で太陽光発電設備の導入を可能とすることで、市域から発生する温室効果ガスの削減を図るものである。

### 1. 市内事業者への対応

太陽光発電設備の共同調達支援事業を市内事業者へ周知することを目的に、以下の業務を実施すること。

なお、本事業の対象とする太陽光発電設備は、太陽光モジュールの公称最大出力合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方が 10kW 以上のものとし、導入方式は第三者保有方式（PPA 方式）、リース方式及び自己所有方式から任意で選択できるようにすること。

また、以下の業務を実施するにあたり、市内事業者に対して太陽光発電設備を調達する上での一般的なリスクを説明するなど、本事業の実施により本市や本事業に対する信頼や信用が傷つくことのないよう、細心の注意を払い対応すること。

#### (1) パンフレットの作成及び印刷

事業概要や参加要件等を整理した市内事業者向けパンフレットを作成し印刷すること。パンフレットは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、本市との協議の上、作成すること。なお、記載内容は以下を参考に本市と協議の上、決定すること。

- ① 本事業の概要及びスケジュール
- ② 本事業で選択できる導入方式
- ③ 設置事業者の選定方法
- ④ 本事業への申込方法
- ⑤ その他、本市が必要と認める内容

#### (2) 専用ホームページの作成及び運用

事業概要や参加要件等を掲載した専用ホームページを作成し運用すること。作成するホームページは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、掲載内容は以下を参考に本市と協議の上、決定すること。

- ① 事業概要及びスケジュール
- ② 選択できる導入方式
- ③ 設置事業者の選定方法
- ④ 本事業への申込方法

- ⑤ 申込フォーム
- ⑥ 問合せフォーム
- ⑦ その他、本市が必要と認める内容

### (3) 説明会の実施

市内事業者の募集期間中において、太陽光発電設備の共同調達支援事業に関する市内事業者向け説明会（現地またはオンライン）を実施すること。また、本市が希望した場合、説明会実施後に本説明会の満足度や要望等の把握を目的にアンケート調査を実施すること。なお、調査内容は本市と支援事業者との協議の上、決定することとし、説明会の実施の周知は、支援事業者が作成するパンフレットや専用ホームページ等にて行うこと。

また、説明会の他に、事業概要等の説明動画を作成し専用ホームページ等で公開すること。

### (4) 問合せ窓口の設置

太陽光発電設備の共同調達支援事業に関する問合せ全般に対応する窓口を設置すること。

また、問合せ等があった場合は、日時、内容等を記録し、本市へ報告すること。

### (5) その他

その他、本市が行う周知活動へ協力すること。

## 2. 設置事業者の選定

確実な施工及び維持管理能力を有する設置事業者を選定することを目的に、設置事業者に応募する事業者の審査を実施すること。なお、支援事業者並びに支援事業者と資本関係または人的関係にある事業者は設置事業者に応募できないものとする。

### (1) 選定基準の設定

市内事業者に対して太陽光発電設備を確実に施工及び維持管理できる設置事業者を公募により選定するための基準（以下「選定基準」という。）を作成すること。選定基準は以下を参考に本市と協議の上、決定すること。

- ① 太陽光発電設備の品質
- ② 財務状況
- ③ 類似事例実績
- ④ 電気工事業の許可
- ⑤ 施工瑕疵責任に関する保険加入

- ⑥ 施工期間中の損害に関する保険加入
- ⑦ その他、本市が必要と認める内容

## (2) 審査の実施

設置事業者への応募者があった場合は、「2. (1) 選定基準の設定」に基づき審査を行うこと。なお、応募状況及び選定結果は速やかに本市へ報告すること。

## (3) 契約の締結

支援事業者と選定した設置事業者とで、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。契約書の内容は以下を参考に本市と協議の上、決定すること。

- ① 契約当事者
- ② 設置事業内容
- ③ 手数料等の定め
- ④ 契約日から太陽光発電設備導入完了日までの期限
- ⑤ 個人情報保護
- ⑥ 契約の解除または解約の取扱い
- ⑦ 善管注意義務
- ⑧ 規定外事項に関する取扱い
- ⑨ 裁判管轄
- ⑩ 関係法令の遵守
- ⑪ 支援事業者と設置事業者の責任区分
- ⑫ 前項の選定基準の遵守
- ⑬ その他、本市が必要と認める内容

## 3. 共同企画競争入札準備

### (1) 応募条件の設定

市内事業者の応募について、築年数、構造計算書の有無、土地または屋根形状、需要電力量等の応募条件を設定する場合は、本市と協議の上、決定すること。なお、応募条件の設定においては、必要に応じて設置事業者に対してサウンディング調査を実施すること。

### (2) 提案条件の設定

共同企画競争入札にて設置事業者が提案する内容について、予め事業期間や保障内容等の最低条件を設定する場合は、本市と協議の上、決定すること。なお、提案条件の設定においては、必要に応じて太陽光発電設備の導入を希望する市内事業者や設置事業者に対してサウンディング調査を実施すること。

### (3) 共同企画競争入札資料の作成

共同企画競争入札説明書、太陽光発電設備導入仕様書、見積内訳書、提案書様式など共同入札にあたり必要となる資料を本市と協議の上、作成すること。

### 4. 共同企画競争入札の実施

応募条件を満たす市内事業者（以下「応募者」という。）が、共同企画競争入札にて設置事業者が提示した内容（価格及び提案内容）の比較が容易に行えるよう、提示資料をとりまとめた上、提供すること。また、応募者が希望する場合は、提案内容について説明を行うことで最終的な意思確認に協力すること。

なお、共同企画競争入札にて設置事業者が提示する価格については、設備費や施工費の他、電力会社等に対する申請費、保守・点検費及びその他諸経費を含む一切の費用を含むものとする。ただし、荷重計算や構造計算に要する費用は含めないこと。

### 5. 契約事務

応募者と設置事業者が本共同企画競争入札結果を基に契約締結に向けて調整する際は、必要に応じて契約内容について十分な説明を行う等、協力すること。

### 6. 施工支援

太陽光発電設備の施工時においては、適宜、設置事業者の施工状況について確認を行い、問題等がある場合は指導等を行うこと。

また、施工完了時においても、適宜、施工完了検査に同伴する等、施工品質の確保に努めること。

なお、苦情やトラブル等が発生した場合は、設置事業者と協力して解決を図るとともに、当該内容の詳細を随時本市へ報告すること。

### 7. アンケートの実施

本市が希望した場合、本事業に参加した市内事業者（途中辞退者も含む。）に対し、アンケート調査を実施すること。なお、回答率を高めるため、回答方法は選択式にする等工夫し、調査内容は以下を参考に本市と協議の上、決定すること。

- ① 参加した理由
- ② 知った媒体
- ③ 満足度
- ④ 改善要望
- ⑤ 脱炭素化に向けた今後の事業方針
- ⑥ 途中辞退した理由（途中辞退者に限る。）

- ⑦ その他、本市が必要と認める内容

## 8. 事業報告書の作成

共同企画競争入札後、事業報告書を速やかに作成し、本市へ提出することとし、事業報告書に記載する内容は以下を参考に本市と協議の上、決定すること。

- ① 共同企画競争入札結果（入札参加者、入札期間の動き等）
- ② 応募者毎の契約実績
- ③ 応募者毎の温室効果ガス削減効果
- ④ 応募者毎の費用対効果
- ⑤ 応募者数の推移
- ⑥ 「1.（3）説明会の実施」及び「7. アンケートの実施」にて実施した調査結果
- ⑦ 問合せ窓口への問合せ内容
- ⑧ 課題及び改善点
- ⑨ その他、本市が必要と認める内容